

第1回産業福祉常任委員会会議録

平成28年1月27日（水）

開 会 午前11時15分

閉 会 午後 2時57分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●町民課

①マイナンバーカード等の交付状況について

●保健福祉課

①ケアハウスの整備について

②調剤薬局への町有地貸付について

●建設課

①清里町民間賃貸住宅建設促進事業概要（案）について

●産業課

①清里町公園条例の一部改正について

②清里町地域活性化（住宅リフォーム）事業概要（案）について

③清里町中小企業融資制度要綱の一部改正について

④平成27年度焼酎販売実績（第3四半期）について

⑤緑ダム小水力発電事業について

2. 意見書の検討について

3. 次回委員会の開催について

4. その他

○出席委員（7名）

委員長 前 中 康 男

副委員長 池 下 昇

委 員 村 島 健 二

委 員 加 藤 健 次

委 員 河 口 高

委 員 堀 川 哲 男

委 員 伊 藤 忠 之

※議長 田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■町民課長	河合 雄司	■福祉介護G主幹	進藤 和久
■保健福祉課長	菌部 充	■建設管理G主幹	清田 憲宏
■保健G総括主査	佐々木順子	■商工観光・林政G総括主査	檜村 亨子
■建設課長	藤代 弘輝		
■建設管理G主査	山本 卓司		
■産業課長	二瓶 正規		
■焼酎G総括主査	北川 実		

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小 貫 信 宏
主 査	寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○前中委員長

第1回産業福祉常任委員会を開催いたします。

○前中委員長

今年も皆様方の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。それでは町民課から提案が1点ございます。マイナンバーカードの交付条件について御説明願います。課長。

○町民課長

それでは町民からの報告事項であります、マイナンバーカードの交付状況について資料によりご説明申し上げます。最初に提出した資料に、資料提出後に数字の異動がございましたので、修正をお願いいたします。まずマイナンバー通知カードの部分で返送後に交付した数。これが56から57に変更になっております。1月26日現在でございます。次に交付すべき残数、マイナンバー通知カードの一番下ですが23から22に減っております。それから下のマイナンバー個人カードの方の送付状況についてですが、62通から67通に変更になりました。1月26日現在です。それから、一番下の交付状況ですが、昨日の交付12件ございましたので、12と入れていただきたいと思っております。

それでは説明いたします。マイナンバーカード等の交付につきましては、昨年10月5日の通称マイナンバー法の施行を受けまして、通知カードが世帯ごとに発送されました。清里町におきましては、11月2日から1千821通の発送が始まりまして、郵便局で配達できなかったものにつきましては、11月25日までに91通が役場の方に返送されてまいりました。その後、

他町への転送扱いとなっていた分が1通返送されまして、合計92通の返送となっております。返送されました通知カードにつきましては、文書等により受け取りの勧奨を行ったところでございます。1月26日までに57通が受け取りを終了しておるところでございます。また亡くなられた方や他の市町村に転出された方も含まれておりましたので、10通の通知カードについて廃棄処分としております。受け取り拒否につきましては、郵便局の配達段階で2件、それから役場の勧奨を受けて1件ということで、全体で3件の方が受け取り拒否といった形になっております。現在町で保管しております通知カードは25通。うち3通は受け取り拒否のため交付すべき、通知カードの数は22通で27名分という形になっております。ただ実際には死亡された方が昨日おりまして、届け出が出てないもんですから、実際は21通といった形になってまいります。今後も受け取りがない場合には、年度末を目途に保管を終了いたしまして廃棄いたします。町の方が必要な場合には有料で再交付の通知カードの再交付申請を受けるかもしくはマイナンバーを記載している住民票の交付を受けていただくといった形になります。どちらにしても有料という形になっております。

次にマイナンバーカードについてございますが、こちらにつきましては通知カードが到着後に申請された方につきましては地方公共団体情報システム機構、通称JISというらしいんですが、こちらの方でカードを作成いたしまして町の方にカードが送付されます。町では届きましたカードについて、申請した方に通知をして交付するという作業をしております。清里町では昨年12月23日時点で、73名の方が申請されており、1月26日現在で67枚のカードが町の方に届いております。それから12月23日の申請73件につきましては、地方公共団体システム機構の集計結果でありますので、マイナンバーカードにつきましては、個人が直接申請書を送付するケースが多くて、町の方を経由しないものですから、町の方で申請の件数については把握できない状況となっております。実際には何件申請されているかちょっと町の方がかんではおりません。それで昨日1月26日から個人カードの交付を開始したところでございますが、昨日は12名の方に交付をしております。窓口の待ち時間を少なくするために事前に電話連絡をいただきまして、役場に来ていただく時間を調整するといった形の作業に御協力をいただいております。マイナンバー制度につきましては、昨年のお報きよさと7月号に特集記事を組みまして、来月の2月号につきましてもマイナンバーが必要な場合等について、記事を載せていくことになっております。ただ不明な点につきましては、町民課生活グループの戸籍年金担当の方にお気軽にご相談お問い合わせいただければというふうに考えております。

以上で説明終わりますが、御質問等ございましたら担当の方から詳細に説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○前中委員長

ただ今町民課長よりマイナンバーカードの交付状況について御説明ございました。各委員より、何か御質問ありませんか。ありませんか。なければ町民課終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

○前中委員長

続きまして、保健福祉課からより2点ほど提案ございます。ケアハウスの整備について、そして調剤薬局への町有地貸付について2点ございます。まず1点目のケアハウスの整備について説

お願いよろしく申し上げます。はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長

ケアハウスの整備につきましては担当の方からご説明を申し上げますが、さらに昨年12月の常任委員会におきまして御質問いただきました関係について、資料を持ってまいりましたので、それにつきましては私の方から説明します。

○前中委員長

はい主幹。

○福祉介護G主幹

それでは保健福祉課1ページをご覧くださいと思います。ケアハウスの建設にあたりましては、その形態、規模についての考え方は、今まで御説明をしてきたところですが、建設場所につきましては、今までは候補地として3カ所ほど挙げておりましたが、今回その中から保健センター北側の羽衣町35番地34、現在のこども広場等で今後進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○前中委員長

今の点について何かございますか。何かございませんか。加藤委員。

○加藤委員

ここの広場ってということは、果樹やそういう整備したところということで、そこを壊すということですか。

○前中委員長

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長

中央通り、西側の子ども広場、さらにはそのさらに西側の子ども農園のそこまでの範囲ということで考えております。で、果樹等につきましては絵でもお示ししておりますように、果樹は最大限生かして果樹のある施設というようなことで整備してまいりたいと思っております。

○前中委員長

よろしいですか。他にはいい、伊藤委員。

○伊藤委員

今言った場所の話なんですけど、子ども農園ですか、あそこのところ今まで色々な苦労があった中でやっとできるようになってきたという話を聞いていまして、それをまた単純に勝手に立ち退きされるのかっていうような意見等々もちょっと出てきているんですが、そういうところって把握されているんでしょうか。

○前中委員長

保健福祉課長。

○保健福祉課長

子ども農園については、基本的にそのまま残せるような形で設計をしていきたい。これまでの説明イメージ図の中にも子ども農園がある。子ども農園を利用者さんそのものが管理することはまずできないと思いますが、日々の簡単な管理なども利用者さんが手伝いながらというようなイメージで、敷地の南西の角を一帯が整備されているところですけど、基本的にはそこはそのまま生かしてというふうに考えてございます。

○前中委員長

よろしいですか。他に。なければよろしいですか。保健福祉課長。

○保健福祉課長

続いて2ページをご覧くださいと思います。12月の常任委員会におきましてケアハウスの管内の状況についてということでご質問がありましたので、資料をお持ちいたしました。これは平成27年の9月1日現在での調べでありますけども、施設そのものについては変更ないと考えております。管内にはケアハウス12施設ございます。それぞれの定員それから待機者の状況です。これは電話での聞き取りを行ったところです。この12施設ございますが、ケアハウスと言ってもいろんなタイプがございます。4列目、特定施設指定という列がございますが、ここにありますこの列で記載のないものこれについては、老人福祉施設としてのケアハウス。事業所が介護保険制度上の指定を受けてから施設が介護サービスをするのがない施設です。それから特定施設入居者生活介護となる施設、これについては、委員会で視察された北広島の施設のイメージというふうに考えていただきたいと思います。

それから3番目、5番目、7番目にありますのが、地域密着型特定施設入居者生活介護あります。これについては、施設の規模が定員30未満29以下の施設で、この地域密着型特定施設入居者介護の指定を受けるといった場合には、これは一般の方と言いますか、介護保険制度上では自立のいわゆるケアハウスでは、自炊もできない程度の身体能力の低下というところの該当の方は入れなくて、要支援も該当しない。要介護1だけが該当となる。常時介護の必要な人達を専門に介護する。そういった入居をする施設であります。この3タイプがあるということでありまして、これについては以上でございます。

○前中委員長

今管内の軽費老人ホームの待機者数の説明が課長よりございました。各委員何か御質問ございませんか。続いて介護サービスの状況ということになります。よろしいですか。

○保健福祉課長

3ページ目から5ページ目につきましては、これにつきましては12月の常任委員会におきまして、介護と別の認定の数あるいは状況ということで御質問がありましたので、資料を整理してまいりました。これにつきましては介護保険事業状況報告といいまして、厚生労働省に対して各

保険者が情報を提出するという事で、27年11月分から整理をしてみました。それで27年11月分については、サービスの提供としては9月分のことになります。まず1の被保険者数でありますけれども、11月末としては1千500人となっています。

2番目、そのうちの要介護あるいは要支援の認定者数につきましては、要介護については221人、要支援については88人となっています。合計では309人と言うことです。

それから3番目、居宅介護サービスの受給者、要介護・要支援それぞれの施設サービス以外のイメージで良いと思いますけれども、施設サービス以外のサービスを受けられている方の数ということです。それについては、要介護が104、要支援が51、合わせて155でございます。

4ページをご覧ください。今度は4番目として施設系サービスという整理をしています。1番目を見て、1)施設介護サービス受給者施設介護保険制度上の施設サービスというのは、ここにありますが3つだけです。介護老人福祉施設これは特養のことを言います。それから介護老人保健施設、老健それから介護療養型医療施設病院における介護療養病床のことを言います。この3種類だけが、介護保険制度では施設介護という型になりますが、本町においては合わせて66人の方がこのサービスを受けられていると。それから2)地域密着型サービスということですが、地域密着型というのは、小規模で広域にやらずに保険者の地域の範囲内でやるという施設サービスです。本町においては清楽園のユニットこれが2ユニットで20になりますので、これは地域密着型サービスに分類をされます。その分で15ということになります。地域密着型サービスといっても特養のユニットですのでここは皆さんに説明するにあたってはその施設系サービスということで整理をさせていただいています。それで3)が施設介護サービスと地域密着型施設サービスの合計を記載してございます。あわせて81というふうになってございます。

5番目です。居宅介護サービス受給者数と施設系サービスの合計。何らかのサービスを受けられた方ということについては、要介護は185、要支援は51、あわせて236になっています。

6番目です。こういった統計はないわけですが、認定者から何らかのサービスを受けられた方を除いた方は何人いるんだろう、いわゆる認定は受けているんだけど、介護サービスを受けられていない方は何人いるかということで単純な引き算で求めたものですが整理をしてみました。要介護が36、要支援が37となっております。こういった方たちをイメージするかというと、認定は受けた後、体調の変化等により入院をされているあるいは今入院をされていて退院にあたって介護認定手続きをして、まだ退院には至っていないと。そういった方が一番多いんだろう。要支援の方になりますと、そういった方たちもいらっしゃいますけれども、介護認定を受けて住宅改修なりのサービスの提供を受けて、それであとのサービスのいらないですよという方もいらっしゃいますし、それから介護用品の一般的な介護用品というのは貸与、レンタルなんですけど一部分入浴あるいは排泄に係る分というのは、買い取りものがあります。これも、そういったものを一度整理してしまえば、毎月々には上がって来ませんので、他のサービスも今のところ必要ないよという人たちもこういう状況に含まれてくるものが考えられます。

続きまして5ページをご覧ください。5ページは、これまでところは利用者数だったんですけど、これは給付の件数を整理したものです。在宅サービスにおいては一人の方がこの9月の実績ですが、訪問介護も入っています、デイサービスに入りましたっていう複数のサービスを受ける方もいらっしゃいますので、これは件数ですので、それぞれにカウントされています。1番左側を見ていただきますと居宅サービスと地域密着型サービス、施設サービスという大きな分類。その中でそれぞれサービスの種類ごとに件数について整理をしてあります。居宅系サービス

としては要介護の方が232件、要支援の方が70件あわせて302件、それから地域密着と施設サービスをあわせると先ほども同じ81件というようなことになっておりまして、全部合わせますと要介護の方ですと313件。要支援で70件ですから、合わせて383件。そういうような介護サービスの提供があったということになります。以上でございます。

○前中委員長

ただいま前回の委員会の中で質問としてあがりました管内の軽費老人ホームの状況、そして当町における介護サービスの各介護認定あるいは要支援の介護認定における支援者数の数。そして当町における保険給付の利用件数ですね。その説明がございました。各委員より何か質疑がございましたら、意見のほどよろしく願いいたします。

はい、河口委員。

○河口委員

数値については確認しまして、5番・6番についての問題点が今後あるだろうと思うんですけど、私はこのケアハウスについての説明、過去2回の中でいろいろ確認したところ、課長の方からあくまでも介護施設ではありませんと。ここの部分に私自身が町民の方が思っていることとの温度差が結構あるなっているのは思っております。どういう形のどういう形態という進め方については十分説明をいただいて、理解している。ですけれども先ほどのケアハウスっていう括りの中であくまでも最初に言われている介護施設の中でもこういう括りで進めていきたいということであれば理解するんですけども、介護施設ではありませんよっていうところからスタートすると、私は十分な町民との理解がまだまだ必要なのかなというように私自身が思っている。まず第1点としては介護施設ではありませんということから、このケアハウスは進めていくのかどうなのかを回答いただきたいと思います。

○前中委員長

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長

本町におきましては、介護保険施設としては特養があり、老健がありということで、近隣よりは恵まれている環境にあると思います。その中であって待機の方も当然いらっしゃるわけですが、施設としては整備をされている。一方でわずかな見守りであれば生活していけるにもかかわらず不安を抱えているという方がいると。清里町に施設を持っていないわけですから、そこをまず着手していかなければならないということでのスタートであります。それをやっていきたいということです。

その中で先ほどの2ページ目にもありますように、管内のケアハウスを見ても介護保険サービスを自ら提供していないケアハウスご覧のとおり5施設ありますよ。そういうところも多くあるということも御理解をいただきながら、清里町が今整備したいケアハウスというのは、本来のわずかな見守りで生活をしていける人たちの施設であって、さらには多少の介護サービスの提供もできるというようなことで特定入所者生活介護の指定を受けて外部サービス型で運営していく。さらに当然介護保険上では自立されている方から要支援の方たちくらいは清里が受け入れをして

いきたいと。さらに介護が必要になった場合には、当然ながら、介護保険施設に移っていただくなければなりません。ただ間もちゃんとつなげていけるように介護の指定を受けた施設を整備して、ご質問の中でお答えしていますけども、その方の置かれている状況はそういうことに即した考え方でやっていかななくてはならない、その対応は考えていかないと思いますけども、いわゆる一般的に世間で整備されている介護保険施設の補完するためのケアハウス。これをやろうとしているのではないということをご理解いただきたい。

○前中委員長

はい、河口委員。

○河口委員

言われていることについては、十分理解しているつもりなんですけど、この町の中で本当にこういうスタートの形で町民が要求されているんだろうかという疑問な部分が私自身もっております。結構な数の待機者がいるわけですけども、その中で介護1になりました。あるいは介護2になりました。この方は該当しないわけです。あくまでもこの施設には入れません。要支援では御自分のことは自分でできます。食事その他を少し手助けすればという。私はまだまだ本当は待機者がこんなに数いますよと。現実には例えば要支援1になるかならないようなちょっと手助けあるいは自分である程度やりたいけど、将来考えたら家族はどうしても入れたいと当然出てくる話なんですけども、そのときに必ずこういう施設でなくて、要するにサ公住の部分、自分の食事は作れる。だけど見守りは受けられるという施設でも十分対応できる。こういう大きな施設でなくてもいい。その前段で考えるのであれば、まだまだサ公住という考え方の選択肢も1つあるのではないかなというのが、私が思っているところです。

○前中委員長

保健福祉課長。

○保健福祉課長

後段の方はちょっと私理解できなかったところでありましてけれども、介護保険施設があるわけです。さらにこれを完璧なものにするまではこのケアハウスなりという御説明しましたような施設は要らないということになればそうになってしまうんですが、そうではなくて、介護保険施設があったうえで、今手薄なところを埋めていきたいという考えですので、まずはそこに手をつけていかなければならないと町として考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○河口委員

これは介護施設の1つ、その一環として進めていくというその辺のとらえ方というのは、必要かなと思っております。介護施設でありませんという括りが僕は理解できない。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

施設を整備するにあたって柔軟に常時介護のいる人を受け入れる施設であったり、介護制度上、自立の人が受け入れる施設であったりを自由にやれるとなると、これはなかなか実際問題としては難しいです。人の配置、設備の問題いろんな問題出てきますので。だからこそ、いろんな施設がもともとメニューとして準備されているわけです。

ですから例えば地域密着型の施設入居者介護、これはもう完全に特養補完型ですけど、それは最初から施設をやるにあたっては、設備から変えていかなきゃいけないものなんです。そういうことであれば、むしろ特養だとか老健の増床を考えていく。そうでないとカバーできていけないと思います。ただこの施設は、要介護までの次の介護保険施設への住み替えまでも柔軟に対応できるようにということで間口を広くというふうに考えているわけです。やはり出発点はわずかな見守りがあれば安心して地域で住まわれる人たちがいると。そのこのところをつくっていきたいという思いでございますので、御理解をいただきたい。

○前中委員長

よろしいですか。

○池下副委員長

ちょっといいですか。

○前中委員長

はい、池下委員。

○池下副委員長

そもそものケアハウスって原則として60歳以上の方が、自炊ができなくなったり身体能力が低下したりということで、自分で生活するのが大変だからそういうところに入居したいというふうに私自身は捉えているんですよ。ただそこへ元気な時に入っても必ず高齢化してくると。要支援1なり要支援2なりが要介護になってきますよね。当然時間が経てば、うちの町の場合は老健施設と特養施設と両方あるわけですけど、そういうところにうまく連携をとりながら随時入っていけるような仕組みづくりをするということが大前提であるならば、今のこのケアハウスというのは昨年2カ所見てきたんだけど、原則としてのもの考え方進めて十分だと思います。そういうところに不安があるから早くつくってほしいという町の方も結構おりますので。必ずしも介護施設でなければならないとかそういうふうな括りでなく元気なだけでも入りたい。不安があるからという人が結構いますので、最終的に50床ぐらいのことを考えてつくるというふうに理解していますし、昨年基本計画基本設計で980万円つけましたので、そこは抜かりなくやっていたらなというふうに思うんですけども。

河口委員さんが言うのは基本的にものの考え方の違いなのかなというふうに捉えるんですけども。介護施設でという名前が入っていないからちょっとおかしいじゃないかという話なんですけど、その部分に関して老健施設と特養施設の方は70弱の入居者が可能ということで、それも国の施策の中で高齢化が進むと変わってくるのかなというふうな話も昨年出ていましたので、そのときは町も柔軟に対応して入居者を増やしていくような施設づくりをしていければというふうに

思います。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

副委員長おっしゃられたような施設をやりたいというふうに考えてございます。要支援から要介護になって、その後の繋がりというところは当然でありまして、清里町がやりたいのも外部サービス提供型であっても、施設が外部の事業所を使うだけであって施設の中のケアマネジャーが介護のサービスの提供についてのプランを立てます。当然そういう施設ですし、今は地域ケア会議っていうのがありまして、それぞれの施設の担当者が集まって情報交換しながら毎月1回は、会議をやっています。これは地域包括支援センターがリーダーとなって、診療所も特養も老健もヘルパーもそれから訪問看護も、みんな集まって情報共有化をしていますし、それ以外には当然ながら、個別のケース検討ということで関係者が施設を超えて集まって色んな検討をしている。今は当たり前前の時代です。うちはどちらかと言うと、他よりもコンパクトに施設が集まって、うまくできていると自負しておりますし、そういう中でやっていますので立地という意味でも有利なところにあるのかな、隣ですから。そんなようなことでやっていきたいと思います。要支援だった方が要介護、自立の方が要支援、要介護になることもあります。疾病では一気になりますので、その時にはそこでつないで、次につなげるだけのサービスの提供は、ある程度できますよ。ただずっとそこで、このケアハウスで常時介護の必要な人の支援をするのではない。それは順番を待って時期が来たら移っていただく。そういうような施設をやりたいというふうに考えてますんで、ご理解をいただきたいと思います。

○池下副委員長

わかりました。

○前中委員長

加藤委員。

○加藤委員

ちょっと確認なんですけども、この1ページのこの型式と形態の中の定員の関係で、50人以内、最初広域型で50人ということでスタートですよって言いながら、設計により多少の減もあるという表現があるんですが、これ具体的にそういう方向に今傾いているのか。それと同時にこの広域型50人ってしたときに、補助の対象ですよという表現があったような気がするんですが、広域型ってということであれば、補助の対象だよという括りでいいのか、その辺ちょっと。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

50の方が効率が良いので、50でやりたいと思っています。ただ敷地制約もある中で49とか48もありうるという。その程度のことをご理解いただきたいと思います。50にするために4階にする、5階にするは無理でしょうから、そういうようなイメージです。

50でももちろんやりたいですが、そこはちょっとここも平屋でできるレベルではないので、複数階になります。2階になるのか3階になるのかということもありますけれども、これを4階5階になることはないと思いますので、あと必要な施設配置をしたときにひよっとすると49になったり48になったり、そういうことで御理解をいただきたいと思います。50でやりたいと考えております。

それと外部サービス型事業をやりたいということで、30から広域ですので広域ということでいけば30でも良いわけです。ただ人員の配置を考えた時に100人に1人置けばいいですよ。施設に1人置けばいいですよという、置かなければならない職種があったりすることを考えると、ある程度の施設規模があった方が効率が良いかな。広域というのは、よその町の方も入れますよということです。だからある程度の規模、効率の良さその辺を考えてということで御理解いただきたい、やりたいのは50ですのでご理解いただきたい。

○前中委員長

よろしいですか。

○加藤委員

補助対象は関係ない。

○保健福祉課長

30以上は一緒です。

○加藤委員

今、河口さんもいろいろ言われていて、実際に入所者を募集する段階にサービスは受けなくても、健康な人だけの最初のスタートでいくのか、ちょっと介護が必要というところ括りでいくのか。このへんの部分っていうのは。

○前中委員長

保健福祉課長。

○保健福祉課長

決まっているわけではありませんから、イメージしているものはどういうものかということ、当然本来のケアハウスのところの自炊ができないところから始まって、要支援1、2ぐらいまではサービスの対象かなと考えています。要支援1、2の方というのは随分いっぱいいらっしゃいますけれども、実はこういう施設であれば介護サービスがいない人が多いです。ケアマネが全部の名簿を見ながらチェックしたわけではないですが、半分ではきかないだろうと思っています。要支援1っていうのは見守りレベル人によって違う方もいますけど、ですからこの施設に入れば

介護認定があったとしても、介護サービスを受けなくてもきっと快適に安心して生活していただけると思います。不安があって見守りが必要だから要支援という方もいらっしゃるし、それ以外の若干の相談事ぐらいのことでこちら側からすると安否確認をしていきたいんだと、ちゃんと薬飲んでいるか見ておきたいんだぐらいのことであれば、薬飲んでいるのは本来であれば介護サービスなのかもしれませんが、施設の中では十分当たり前のサービスとしてやっていけるものだと思うんです。とすれば要支援1、2あたりは十分この施設の対象者だろうと、それからケースによっては介護保険の施設の補完をするつもりはないので、要介護の方はって言っていますが、ケースによってはほんのわずかなサービスで提供できる方については、それはもう運営することになる社会福祉法人なりその辺のところなんかもあるでしょうけれども、カバーできるかなと思っています。要介護1っていうのもすごい幅が広いです。本当に見守り程度でも良い人もいますし、ただ常時介護がいるという方はやっぱり介護保険施設に入っていたきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたい。

○前中委員長

加藤委員。

○加藤委員

なぜ聞いたかっていうのは、河口さんの話の関係もちょっと出てくるんですが、基本的にそういう環境の人ってなれば今の清楽園、老健、そういう人方の中にもケアハウスの中で十分対応できる人方がある程度いるのではないかな。もしも可能であるとすれば、河口さんが言われた本当に介護が必要だとする人がそういう環境の中に入れる可能性が十分に出てくる。そのへんの取り組み方って。

○前中委員長

保健福祉課長。

○保健福祉課長

介護保険施設の方は、特養はもう要介護3からになりました。去年の法改正から。それから老健は変わらず要介護1からですが要介護1であっても、施設入所相当として入所されているわけですから、その時点での判断というのはやはり介護保険施設だと思います。ただ介護保険施設に入れば、リハビリテーションであるとか介護職員のいろんなサービスの提供によって改善することがあります。そういう方たちの受け入れっていうのは十分可能かなと。現に軽くなったね。退所だよ。でも在宅は不安だねというケースが当然あるわけです。そういうときは当然ながらここが受け皿になってくると思いますので、そういう点ではしかも要介護、要支援レベルの人がこういう施設で、またここでいろんなケアがあって、介護という意味じゃなくてもケアがあってそこで見守られて自立して生活することが、身体能力の低下の抑制につながります。ということは将来的に特養、老健へ繋がるのを遅らすことが十分できるというふうに考えていますから、そういう点でも有効なものだというふうに考えております。御理解いただきたいと思います。

○前中委員長

よろしいですか。伊藤委員。

○伊藤委員

今の説明だとちょっとおかしいと思うんですね。今、加藤委員が言われたことがありますよね。僕も河口委員と同じ部分の意見をもっている人間なんですが、今のままだと単純に特養と老健の待機者の改善にはこの施設は繋がらないと思っています。ただ、加藤さんみたいな考え方もあるなとちょっと思ったんですけど、それに対する課長答えですと、今現在は施設に入っている方々は介護1以上で、その段階では入れない。でその方々が老健でリハビリされますよね、リハビリされて少し良くなったと、だけど在宅では無理だけどそのための今回のケアハウスですかっていう。それが多分、そっち側が空くから老健及び特養の待機者の改善にもつながるのではないかっていう言い方になりますよね。

○前中委員長

保健福祉課長。

○保健福祉課長

そこまでのことを言ったつもりはありません。そういうケースもあって在宅は不安があるときの受け皿になりますよという話でして、それは特養であっても老健であっても介護度が決められた介護度より高くなればいけないわけですから。退所していただく。それは変わらないわけです。そこが空くのは変わりありません。ただ安心して暮らしてもらったとなったら、在宅のどこでというよりは受け皿ありますよという、そういう話ですのでそれは誤解のないように。

○前中委員長

はい、伊藤委員。

○伊藤委員

例えば、一番最初からよく言われているんですけど、ケアハウスに入られる方々というのはある程度まわるものじゃないですよって河口委員おっしゃられていたんですけど、健康上、一旦入居されると回転率が云々って話でなく、回転はそうそうしない。その段階で果たしてそこが残っているかなと。空き部屋がじゃないですけど、そのへんをちょっと聞きたいんですけど。

○前中委員長

保健福祉課長。

○保健福祉課長

基本的には空けることを考えてはいません。経営的にも大変厳しい。ホテルのようにはいきません。空けておいて運営ができるわけではないです。ですから申し込んでいただいて、一般的にはこの管内の状況を見ていただいてもそうですが、待機がいるというところで、介護保険施設というのは、いわゆる病院のように空きベッドがありますよっていう施設では日本における現状

ではないんです。やっぱりそれはなかなかできない。もちろん、それが理想でいつでも介護度が高くなって、家での介護ができないですよ、家族では無理ですよ。本人も家族も施設入所望みますという時にいつでも入れるだけの余力があって、しかもそれで施設のしっかりと運営が成り立つというのが理想でありますけど、現状そうではない。これは間違いない事実でありますので、ご理解いただきたいと。

○前中委員長

はい、伊藤委員。

○伊藤委員

たぶん結局先ほどからのいろんな方々の意見、ケアハウスの事業を行っていることに関しては多分みなさん理解していると思う。ただ最初の段階で何回も言いますけれども、これが老健なり特養なりの待機者の改善につながるんだという言葉があって、それを捉えている人と捉えてない人とがいて、こういう話になっていると僕は思っています。それで最初の説明の時にちょっとそういう話を記憶しているんですけども、それでずっとこれって待機老人には関係ないですよっていうことで多分ずっとここまでやってきているような気がするんですよ。その部分でこのままずっと言っている、なかなかかみ合っていない部分もありますんで、介護を本当に必要とする方々のことも、今後別のもので考えていただきたいなということだけを伝えて今回やめときます。

○前中委員長

このケアハウスの考え方、これはあくまでも軽費老人ホームというくりでありますからその介護、特養とはまた違うっていう観点で、今までの議会の流れ、議決を求めて基本設計、12月の定例会採択された経緯があります。あくまでも入り口はその特養、介護的な施設という話では無かったのかな、あくまでも軽費老人ホームということで皆さんの同意を受けた中で進んだという経緯がまず1点。その中でこの施設のあり方というのは、ここに絵がありますけども、あくまでもサービスつきではございません。外部サービスという形で運営するという形で提案がスタートしました。そしてある程度、特定施設入居者生活のこの50名の中で加味した中の施設を検討したいという説明がありました。ただその資格、入居基準をどうするかって問題。各委員もおっしゃった通り、やはりそこは包括センターなりのケアマネジャーさん等の支援の中で、常にその基準なりの町内における施設に入所させるか、検討しているのが当町における福祉行政かなと思いますんで、そのへんも、各委員も御理解の上理解していただきたい。そういった部分だけ、私の方から説明しておきます。それに対して補足として課長の方から、ちょっと昼が回りましたんで、手短な中でちょっとそれ以外の部分、説明をお願いします。

○保健福祉課長

委員長おっしゃるとおりでございます。このイメージでやらせて欲しいということ。介護サービスもできますよということ、ただ介護サービスの種類によっては、ちょっと手法としては外部サービスということになりますけど、これはサービスの提供としては施設が自らやるという意味合いですので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○河口委員

この概要の中で5ページの居宅サービスの中に要支援が70。入居したいなという方が現実としてどのぐらいあるのか。アンケートを捉えた時には、実際に該当する方のアンケートは取られてないように感じます。まっ先に入りたいという希望的な意見ってというのはあるんですか。

○保健福祉課長

要支援対象者の方に御意見を伺ったことはございませんので、正直言ってそれはありません。ケアマネジャーなりの意見を聞いて、この人の置かれている状況とすれば、要支援という介護認定があったとしても、特設介護サービスなしで、ケアハウスなら生活できるだろうというような判断は見えていただいているということですし、もともと家族がいらっしゃる方は該当にならないわけですし、この70のうち半分だということでもないと御理解をいただきたいと思います。この70は、サービスを受けた件数の70ですので、要支援の数というのは前の方に戻っていただきまして、88人で、これはサービスの計数ですから一人で2つも3つもだぶっている方もいらっしゃいます。ご理解いただきたいです。

○前中委員長

よろしいですか。他になければもう1点保健福祉課、調剤薬局の町有地貸付、これだけ説明していただきながら、そのあとの関係もありますんで説明願います。

○保健福祉課長

担当の方から説明させます。

○保健G総括主査

それでは6ページをご覧ください。今般ポテト調剤薬局の有限会社エイショウにより扱う医薬品が増えたため、建物の増築を行いたい旨の意向がありまして、そのため現在借り受けている町有地の追加、借受の要望がございました。追加貸付分は函面にありますように、現建物の後ろ側に4メートル伸ばしまして、面積40平米となります。以上です。

○前中委員長

今説明がございました。他委員の方々何か御質問ありませんか。よろしいですか。それでは保健福祉課全体を通して何かあれば受けたいと思いますけどもよろしいですか。それじゃご苦労様でした。

休憩 午後 0時16分
再開 午後 1時30分

○前中委員長

それでは午前中の協議に引き続きまして産業福祉常任委員会を開催したいと思います。建設課から1点、清里町民間賃貸住宅建設促進事業概要案について提案しています。これについて、説明よろしく願います。建設課長。

○建設課長

それでは、私の方から本日建設課の議題としております清里町民間賃貸住宅建設促進事業について説明させていただきたいと思っております。

資料1ページをご覧くださいと思います。清里町ではまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたところで、その中の基本目標の2の中で、地域への新しい人の流れをつくるという中の政策として、移住定住の促進推進を図るためのプロモーション強化という中で、民間賃貸住宅建設助成実施というものが盛り込まれています。この政策の実施の促進案として、本日、清里町民間賃貸住宅建設促進事業を提案させていただきたいと思っております。

まず、目的です。記載しておりますが、良質な賃貸住宅の建設を促進し、町民の住環境の向上と移住定住人口の増加及び地域経済活性化を促進するためです。

それでは具体的な中身については若干説明させていただきます。まず、この事業に対する交付対象です。まず1点目、賃貸契約を締結して賃貸物件が2つ目、町内に建設される戸建、2戸以上または、1棟あたり2戸以上の共同住宅。これは、戸建の場合でも対象となりますが、2戸以上の住宅であります。3つ目、町税及び町債務を滞納していない。4つ目、当該年度内に完成するもの。5つ目、暴力団員でないこと。このことを交付対象としております。

続いて事業期間は平成28年度から平成30年の3年間として設定しております。

続いて補助金額です。補助金額につきましては、延べ床面積に単価をかけて算出する方式を案としております。具体的に言いますと申請者が、町内に住所を有する場合は、平米2万5千円。申請者が町外に住所を有する場合は、半分となり、1万2千5百円で、町の方で、公営住宅を建設しています。それでいきますと、3LDKで80平米。これに2万5千円をかけます。2LDKですと68平米。1LDKですと概ね40平米に2万5千円をかけます。これが1戸当たりの補助金額となって、上限を2百万円としています。

続いて補助要件です。1点目、建設基準法ほか各種法令に適合する建物であること。これは法令に基づいた住宅であるということです。続いて新築の戸建てまたは共同住宅。これは、新築であることを条件としています。3つ目、各戸に玄関、便所、浴室、台所および給湯設備を備えること。住宅の設備を備えるといったことです。

続いて、1戸当たり1台の駐車スペースを設けること。駐車ができることも条件。

5つ目、組み立て式仮設住宅ではないこと。

次に町内に住所を有する建設業者が建設すること。建設は、町内業者としております。

建設後10年間は、賃貸住宅に供すること。10年間は賃貸方式であることを継続していただきます。

続いて、個人で建設した場合、所有者を入居させるものでないこと。建て主は入居できないとしています。

続いて、法人で建設した場合当該法人の役員を入居させるものではないこと。役員は法人の場合役員は、入居できないことになっています。

で最後に、公共事業などにより補償を受けて、新築するのではないこと。補償関係の補償費を活用した住宅ではないこと。

具体的な受付及び予算計上ですが、平成28年度につきまして当初予算の計上しており、その後随時受け付けまして、予定数を超える場合は補正予算を考えております。以上です。

○前中委員長

ただいま、建設課長より、民間賃貸住宅等設置促進事業概要についてご説明を受けました。各委員より質疑を賜りたいと思います。ございませんか。河口委員。

○河口委員

この補助要件の中の町内に住所を有する建設業者が建設するという括りについて、ここの町内業者が十分それを受けることが出来るという、私はその辺にちょっと疑問を持っている。これしか選択肢がないのだろうか。方法っていうのは、何か方法はないのかなという検討はされたことがあるのかなと思っています。

○前中委員長

建設課長。

○建設課長

この事業案を作成するうえで、道内でやられている町村がありますから、その辺のことを調べさせていただきました。その中で建設の関しては、その各町内建設業者を優遇しているところが、多くあります。当町におきまして、目的としては、民間賃貸住宅建設ですが、その建設に至るまでのプロセスの中で、町内事業者が建設することによって町に対する波及効果。例えば資材だとかも考えますと、町内業者を補助要件とすることとして提案させていただきました。

○前中委員長

河口委員。

○河口委員

私も、この町で事業をやっていましたから十分に理解はしていますけれども、ここに建物を建ててもらう。その建物は未来永劫そこにあるわけですね。そしてそこに住まわれている方も何年間も住んでいくわけです。選択肢としてそこに建ててもらうことと、そこに住んでもらうことがやはり非常に付加価値といいますかね、その町のためになる。そのこのところに建築する建築業者は本当の一時、瞬間風速の効果なんだろうと。そのへんはもう一つ別な考え方もあっても良いかなという気持ちは持っているんですけども。皆さんどういった意見なのかというものをちょっと聞いてみたい。

○前中委員長

各委員にということですか。

○河口委員

はい。

○前中委員長

この賃貸住宅について、各委員の思いというか余りにちょっと大きなテーマというか急だった

ものですから、どのような考え方を持っているかちょっと各委員から。加藤委員。

○加藤委員

これ民間の賃貸住宅の建設。住宅の建設をどういう形で進めるか、一番大切な大きなテーマ。とりあえずこの民間という案が一つ示されたわけですけれども。この中で、実際に入居する人がどういう環境の人だろうか。このことを踏まえた時にどういうシミュレーションでこういう形をとられたのか、ちょっとその辺、お願いをしたいんですが。

○前中委員長

建設課長。

○建設課長

今回の事業提案にありましては、創生総合戦略に盛り込まれたということもありますが、以前から当町におきましては、公営住宅は、かなり建設は進んでいます。その中で民間の賃貸住宅が、極めて少ない状況にあることは把握しております。入居を希望される方の中で、公営住宅はどうしても、公営住宅法の縛りがあります。また本当は入りたいんだけど、なかなか入居要件が満たさない話を別の機会に聞かされたことがあります。入居が自由にできる方策としては何かというと、民間住宅しか縛りを受けないで入る住宅はないですから、望ましいのは公営住宅もある、民間住宅もある。それぞれ入居される方が生活に応じて入居希望されることが一番望ましい姿。そんな中で、町の方で民間の住宅があればいいなという思いだけでは、なかなか進まない現状で、進まないゆえに数がなくて、公営住宅しかあまりないという状況。こういう政策をすることによって、いくらかそういうことを考えられている方の後押しができるということを考えて、提案させていただきました。

○前中委員長

加藤委員。

○加藤委員

いろんな形があると思うんですけども、例えば後継者だったり、新しく企業を起こす人なり、あるいはいろんな施設やそういうところも、そういう場面、あるいは年代層、いろんなことがあるのかなと思うんですよ。これ単純にだされているんですけども、そこには既婚者、子どもと入るような住宅にするのか、あるいは単身の部分の住宅を求めていくのか。この辺は完全に建てる民間の企業に任せている捉え方と思うんです。この辺が現状としてどういう形がこの町に必要なのか。行政が中に入って助成をしていくわけですから。そういうものをどういう括りの住宅が必要なのかということに対する助成をしていくってことももう1歩踏み込んでも良いかな。

それとそこに入ってもらう人の家賃問題が非常に難しい問題が出てくるのかなと思うんです。建設に当たって1戸あたり、百万、2百万という上限を決めてやっていくんだけど、そのときに民間の家賃単価が、どういう形になってくのかなって。条例ですから関係ないんですけども、その辺のシミュレーションをどういう形でされているのかなと。民間業者がつくるにしても、つくっても入居者がいなくなれば大変な話ですし、入りたくてもちょっと高くて入れないという

のもまずいと思うんです。そういう中のくくりや、いろんなことを踏まえた中で、暗黙の了解でこういう形で可能だという判断をしているってことなのかなと理解して良いわけですか。

○前中委員長

建設課長。

○建設課長

実際に建設に当たっては、建設される建て主さんのほうで、1LDKを建てて単身者をターゲットにするのか、それとももう少し大きくして、世帯向けをターゲットとするのかそのへんの選択は、町のほうでも単身者でも町外に職場を有されている方で入居できない方がいらっしゃいますし、世帯向けのほうで収入等の縛りの中で、入居できない方もいらっしゃいます。ですから、実際建てる方にすると、建てたからには空きを作るってことは当然良くないことではと思いますが、どういう形式のものを建てたら一番入っていただけるかというシミュレーションをしなければならぬかと思います。

あと家賃関係ですが、今回は上限200万円として提案させていただいています。この根拠といたしましては、民間建設業者が住宅を建設して、結果的にはそれを家賃において、何年後には回収しなければならない。仮に20年として計算した場合、今の民間事業者が建てる坪単価でも、かなり町の方で一番新しい住宅がひまわり団地なんですけれども、家賃5万5千円をいただいています。それよりも上の単価にしなければ、その20年で建設費を回収するのは、困難であり、そうなった時に入居者がその金額を払って入られる方がいるかどうかというのも、また問題だと。その部分で今回のうちの1戸あたり2百万これを保障することで、シミュレーションとしては、本町の設定している家賃に近い単価で回収できるのではないかと考えています。

○前中委員長

加藤委員。

○加藤委員

その場合においては、町の場合は町有地に公営住宅が建っているわけですよ。民間の場合は民間の用地に建てるということなんでしょ。町有地ということではないから。ということは地代の分がそこにまたさらに加算されるという部分があるんです。それらのいろんなことで本当に促進につながっていくのかなと。

むしろもっと具体的に例えば民間の企業が町内に住宅を建設できるのであれば、町有地の提供をしますだとか。そして、そのかわりにおいていろんな条件の中で、清里町にある公営住宅の家賃よりは高くしないだとか。あるいは、年数10年間、20年間、これからいろんな形の中で介護施設や民間企業の中で、長期契約ができればさらに入居者に対する優遇だとか。いろんな形での幅広い環境づくりをしないと。これだけではなかなか私もうまくいかないだろうと。

それで一番問題なのは、どこに目的をおくかということ。本当に清里町における住宅の改善をするのであれば、町内町外業者変わらず、一斉にやるべき。そのことが、ある意味では町内の業者の技術やあるいは環境を育てていくことになる。目的が、清里町に民間もやりましょう、家も建てましょうとなった時に全部中途半端でいっちゃうと、結果、効果が出なかったことにならな

いように、そのへん、このことが悪いって言っている訳ではなくて、私は大いにやるべきだと思うんです。実際に入る人のために素晴らしい住宅環境であるべきとしたら、町内町外へ変わらずやる、あるいは町内の業者であるとすれば、町有地の提供をしますとか。いろんな形ってというか具体的に実りあるような形に是非。そしてやっぱりできたけども高くてというのは、ちょっと。同等というぐらいの環境を。そしてそこに条例でつくる方法もあると思います。清里町内における民間の家賃入居者に対していろんな条件の中で助成する問題もありますが、それは非常に難しい問題がたくさん出てくるんで、やるときの部分でぜひそういうところのダメだということではなくて、もっと中身のある形にさせていただきたいというのは思います。

○前中委員長

建設課長。

○建設課長

お話がありました建設に際して町有地の提供というのは、考えておりません。土地を確保するか。また民地の借地という方法もあると思います。この辺に関しまして、建てた物件に関しては、短い年数でなくなるものではなくて、かなり長いスパンで残るでしょうから、土地に関しても、民間の考えを活かしていただきたい。他の部分ではかなり、なるべくその縛りは無くしたい。でいろいろな条件を増やすことによって、結果的に公営住宅のような制約を受けることになりますので、住宅そのものに関しては、すすめられるようなことを願っています。

○前中委員長

よろしいですか。他になにかございませんか。池下委員。

○池下副委員長

最初に河口議員の聞いた、町内に住所を有する建設事業が建設すると書いてある。実際具体的に何社あります。

○前中委員長

建設課長。

○建設課長

法人としては2社です。ただ2社に限ったことなく、建設できる事業者であれば、2社に限らず、対象になります。

○池下副委員長

これに限らず町ではいろんな事業に対して、補助金ということをやっていますけれども、実際問題、町に会社があるけれども、実際やっていないんで、元請になるけど下請に出している例が多々あるんですよ。この問題ばかりじゃなく。そしたら例えば、具体的に住宅を建てたいとしても、野村さんには建築部門無いですから。当然、下請にださなくてはならないわけですから。

○前中委員長

建設課長。

○建設課長

この建設事業者はあくまでも元請を想定します。一般的に我々の住宅ですけど建てる場合に頼んだ建設会社がすべて業務を担うというのは、現実的には難しいです。分業でやられているのが、現状です。ですからこの住宅に関しても、同じような形で工事の中身によっては、町外業者が入ってくることもあると思います。あくまでも元請事業者ということで、行いたい。

○前中委員長

池下委員。

○池下副委員長

この補助金の問題で、町内に住所をする場合は、2万5千円。町外は1万2千500円。限度額が200万円と100万円ということで、そのことに関して加藤委員のほうから負担がかかるんだから、町有地を提供してはどうかだとか、いろいろな案が言われたんですけど、私は今まで補助金の問題に関して、町がやってきた事業としては新店舗やる時の補助事業は300万円だとかそういう金額でやってきたんだけど、今、課長が言ったように、元をとるのに20年と言ったスパンがかかりますよね。そうすると200万円というのは、ちょっと安過ぎないかなというふうにちょっと思ったんです。単身者用になるか世帯向けになるかわからないですけども、だいたいアパートをつくると思ったら4~5千万ぐらいは行きますよ。金額的に。概算ですけど。そんな中で考えたら200万円は、今までの清里町がやってきた補助金事業としては安いんじゃないかというふうな感覚がしたんですよ。最低でも300万円とか。建築費の10%補助とか。そのぐらいやらないと、民間としては手を出しづらいのではないかな。その辺いかがですか。

○前中委員長

建設課長。

○建設課長

確かに先にやられている町村とか調べますと200万という金額が決して高いほうではない。現実的にはもっと高い金額を補助しているところもあります。その中でたくさんの補助金を出すと建設されるほうとしては、大変助かるという思いもあります。

この町に限っていろいろ考えますと、身近な町で行っている他の事業としては、移住定住の促進に関するこの辺の補助金に関しては、移住定住ではMAXで200万というような補助金で、やはりこれだけではなくて、関連したほかの事業と兼ね合いも考えて、この200万円と設定しております。

○前中委員長

池下委員。

○池下副委員長

移住定住の関係で200万円とかあるんですけど、例えばうちの町の公営住宅の状況を見た場合、他町から来て建てるっていう人はほとんどいないと思うんですよ。建ててもこれだけ公営住宅が完備されていたら、公住は当然家賃が安いですから、縛りはありますけれど。そしたらそういった部分に関して、あえて例えば小清水町とか斜里町から、こっち来てアパートと建てようかというところほとんどいないと思うんですよ、私は。そうすると町内に住んでいる方で、資産的に余裕のある方がやろうかなとかというふうに思ったときに、そういった移住定住のそういった方の補助を受けられないんで、そうするとこれしか該当しないということになるとやはり安いじゃないかなというように思ったんです。

○前中委員長

建設課長。

○建設課長

事業がスタートして現実的に建てる方が出てくるかというのは、はっきりとは言えないですが、願いとしては、初年度から希望される方が出てほしいと思います。やはり思いだけではなかなか進まないところで、町としてどういう方策が後押しになるのかという場合は何かしらの補助という形があるかなと。200万に関しては、おっしゃられるとおり、安いという意見もあると思います。また人によっては高いというお話もあるかもしれません。その中で先ほどと同じ話になってしまいかも知れませんが、他のうちの町に住みたいという方に対する補助金の方のバランスを考えて、他町を比べればもっと高いところもあります。ということで、200万円と提案させていただいております。

○前中委員長

河口委員。

○河口委員

私の本意は、さきほど皆さん聴いているとおり、申請者が町内・町外というところですよ。この建物がこの町に未来永劫建っていますよと。当然そこには固定資産が発生していく。そこに、住まわれる方はその住民税なり入っている。今、町内、町外、あるいは建設業者さんが町内でないとダメですよという括りが、この部分は2社しかありませんよと。この中には競争原理がきちんとあって、単純に言うと例えば町内業者でないとだめですよ。町内会社ですから、実際に建てる時にどうするかというと町内業者のほうが高いんです。現実。外から来て建てた方が安いです。別に200万円もらわなくても、見積もりでは間に合わない、そういう現実がある。実際建物を建てる時に。住宅に建てられている中で、町内だから町内業者で建てているのかというと、そうじゃない、たくさんあるんですね。ですからこの辺は池下委員が言われたように沢山建てる人がいるのかというと、僕は案外そうたくさんは無い。ここはガードを下げ、町内外別として建てられた方は、200万円あげましょう。これについては、業者を一緒に切磋琢磨してもらおう。但し、建てる人にとって地元の建設、地元でメンテナンスしてもらえらるメリットは、絶対あるわけですよ。その辺はそれぞれが営業努力してもらおうということで、スタートは括りなしも1つの選

択肢じゃないかなという気はするんです。

○前中委員長

課長。

○建設課長

確かに個人の住宅を建てられる場合に見ていきますと、やはり地元業者だけではなく、現実的にいろいろなハウスメーカーさんの方で建てられているのかなと。建設費に関しては、わからない部分もありますが。

今回に関しましては、町の事業ということで、なるべくそれだけではなくて、最初にもお話したとおり、いろんな部分への波及効果があるのが望ましいという。確かに限定するのかがどうかという意見も確かにあると思うんですが、我々の考えといたしましては、それが大きい小さい別にして、いくらかでも限定することによって波及効果は必ずあるだろうと。そういう思いからのこういう形で提案させていただきたいと思います。

○前中委員長

他にございませんか。

○池下副委員長

ここにこれ、概要案と書いてあるんですけども、あくまでも案であって、まだまだ改善の余地があるというふうにとらえていいんですか。

○前中委員長

課長。

○建設課長

おっしゃるとおり、あくまでも案です。

○池下副委員長

であるならば、意見が出ていますので、踏まえた上でもう一度精査していただければなというふうには思います。

○前中委員長

確認ですけども賃貸住宅ということで、従来アパートとかマンション等とありますけども6戸、8戸そういう建築構築物になろうと思うんですけども、そのときの6戸、8戸のくくりの1戸に対する支援が200万ということで理解して良いのか。確認したい。

○建設課長

そのとおりです。

○加藤委員

その部分についてこれ申請者の町内町外はなくても良いような。まず基本的にまず、この200万、1本で建てようとする人には、200万補助いたしますよと。そして町内の建設業者を活用する人には、1戸あたり100万と言った方が気は効いている。現実味があると思いますよ。基本的にその100万じゃ仕事来ないという業者は誰も選ばない。

○前中委員長

課長。

○建設課長

もう1点申請者には建て主が、町内から町外で差をつけているという部分では、これにつきましては、町の事業、町で支出する事業ということは差をつけてあげたいと。

○前中委員長

所有者の譲渡ということが考えられるんですよ。建てて3年で町外、あるいは全然全くないところに譲渡。不動産物件として当たり前なので、今の話でその括りをすべて撤廃してしまうと、なかなか町民税から始まってその固定資産税の回収等絡んできたときに、それは本当に大丈夫かという部分があると思うんですよ。そういう部分を踏まえた中で多分案が出たのかなとちょっと思ったんで、これを検討されていたのかと。

○建設課長

建てますと何十年という建物が残りますので、その中で、オーナーが変わることも想定しております。その中で条件をつけますのは、建設後10年間は、賃貸を継続してもらう。

○前中委員長

所有権は10年間担保して欲しいという理解で良いんですか。

○建設課長

所有権が移る場合もあります。あった場合でも10年間は賃貸という形を継続していくということを条件としています。

○池下副委員長

持ち主が変わっても10年間は賃貸で貸していれば良いと。

○前中委員長

ほかに、何か御意見は。よろしいですか。建設課。

○建設課長

1点、報告させていただきたい案件がございます。本日議案には載っていないのですが、報告事項ということで、除雪専用車の修繕についてご報告させていただきたい案件があります。

清建工業への貸与車両であります除雪専用車の修繕が発生しております。これは昨年の暮れ、休みに入る直前に協議を受けまして、作業場で除雪専用車を遊ばせておくことのない中で、年明け早々に修繕を開始して、先日修繕が終わって、専用車が帰ってきています。この間は代替車として持っていたグレーダーを専用車の代わりに走らせた現状があります。この件につきましては、修繕の中身としては、ミッション系の修繕ということで、この案件について、前にもロータリー車等々修繕したのと同じように、経年劣化による修繕と判断いたしまして、修理費用につきましては、精算することとして、年度内の補正を提案させていただきたいということ考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。おおむね120万程度です。以上です。

○前中委員長

何か、報告ですけどもありますか。よろしいですか。それでは建設課所管の案件を終わります。ご苦労様でした。

○前中委員長

それでは産業課から協議報告事項5点ほど出ております。産業課のほうから説明お願いいたします。産業課長。

○産業課長

それでは産業課所管事項ということで5件について協議報告をさせていただきますので、内容につきましては、担当よりそれぞれ説明させていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○前中委員長

はい。

○商工観光・林政G総括主査

それでは1点目、清里町公園条例の改正についてご説明いたします。1ページをお開き願います。清里町公園条例につきましては、場所を追加することによる改正でございます。神の子池周辺用地については、現在網走南部森林管理署と国有林や貸付契約を行っており、本年3月31日で期間の満了となりますので、引き続き貸付契約を行うため必要となってくることから神の子池を公園として位置づけるものであります。改正内容につきましては次ページからの新旧対照表でご説明いたします。2ページをお開きください。第2条の表2、次のように加えるものであります。3ページの一番下名称は、神の子池位置は清里町字清泉1016林班子ハニ小班同じく清里町字清泉1017林班ホ小班です。附則につきましては、施行期日の記載で、交付の日から施行する旨をうたっております。以上で説明終わります。

○前中委員長

今清里町公園条例の一部改正についてご説明ございました。何か委員より質疑はありませんか。はい、堀川委員。

○堀川委員

新しく公園ということで条例改正ということと思うんですけど、公園にしたことによって賃貸契約とかどういう変化が出てくるんでしょうか。

○産業課長

今回の条例の改正の部分につきましては、南部森林管理署との契約の関係で今まで賃貸契約無償での契約ということになっていたんですが、営林署の方の監査の関係で無償の貸し付けの要件として町村なりが公園の位置づけにしているものについては、今までの無償で良いですよ。ただ、そういう位置づけのないものについては、今後は有償で契約を更新してくださいというような指示があったものですから、それらの指示を受けまして、公園の中の位置付けということで整理をさせていただいて南部森林管理署とも協議をしながら、町の公園条例の中での制定で良いのかという確認を取らせていただきまして、その中で制定があれば無償での継続契約可能だということで、回答いただきましたので、それに基づきましての条例改正ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。わかりました。

○堀川委員

これには駐車場部分も含まれているんですか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

この分については、神の子池周辺の部分あと駐車場。これらも含めて無償の貸付という形になる。

○前中委員長

よろしいですか、ほかになければ②清里町地域活性化住宅リフォーム事業実施要綱の一部改正についての提案説明をお願いします。

○商工観光・林政G総括主査

続きまして、清里町地域活性化（住宅リフォーム）事業実施要綱の一部改正についてご説明いたします。4ページ目をお開き願います。清里町地域活性化住宅リフォーム事業実施要綱につきましては、補助内容に解体工事を追加することにより、町民の快適な住環境、また、景観を向上し、地域経済の活性化を図るため要綱を改正し、平成28年度予算計上するものであります。

改正内容につきましては5ページ新旧対照表でご説明いたします。まず、工事の種類に解体工事を追加することにより、題名を清里町地域経済活性化（住宅改修等）事業実施要綱に改めるものであります。要綱全体を通しまして、解体工事を追加することにより、リフォームの表記がそぐわなくなりますので、字句の整理をしております。まず第4条については補助対象者で、第1項第5号で解体を行う場合は町外者でも補助対象者とすることにしており、3号で解体を行う住

宅の所有者（所有者が死亡している場合は法定相続人の代表者）またはその者からを受けた者が補助対象者となることが出来るとしています。

6ページをお開きください。町外者の場合は、居住地の納税証明書を添付することを第5号で謳っております。第5条については補助対象住宅で、解体工事については、建築後25年を経過している住宅を対象としております。第3号については、解体工事を行う業者について指定するもので、解体については町内の住所を有する建設業（土木工事業、建築工事業、とび土木工事業）をいいます。の許可を受けている事業者または解体工事の登録をしている事業者とするものです。第4号については、複数の建物を解体する場合について合算した費用での補助とすることとしております。第6条については補助金の額の第3項で、解体工事に限り再度支給することができるとしており、増改築、改修の補助を受けた方も親世代が亡くなったと相続を受けた住宅を解体する場合などを想定しまして、解体を再度受けることができることとしております。

7ページをご覧ください。第7条については、補助金の申請書類についてで、解体する場合は、申請時所有者と申込者が異なる場合、また、所有者本人以外が申請書を持参した場合には委任状を提出してもらうことにより、所有者が解体について承認していることを確認するものいたします。

附則につきましては、施行期日の記載でこの要綱は交付の日から施行し、平成28年4月1日から適用する旨を謳っております。8ページをお開きください。別表につきましては、表の一番下に工事の種類、解体工事の内容、既存の住宅を取り壊し処分する工事を加えるものです。以上で説明終わります。

○前中委員長

ただ今清里町地域活性化住宅リフォーム事業実施要綱の一部改正についての説明ございました。各委員より質問を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。はい。引き続き③清里町中小企業融資制度要綱の一部改正について提案説明お願いいたします。

○商工観光・林政G総括主査

続きまして、清里町中小企業融資制度要綱の一部改正についてご説明いたします。9ページをお開き願います。清里町中小企業融資制度要綱につきましては中小企業者の経済負担の軽減を図るため融資対象について改正するものであります。改正内容につきましては、10ページ、新旧対照表でご説明いたします。要綱第3条、融資対象につきまして同一事業を引き続き1年以上経営するものを削除し、1年未満の事業所も対象としていくものです。また、町外者で町内に新たに事業を開始しようとする者についても前住地での徴税等の納付の確認ができれば融資対象とすることとしております。附則につきましては、施行期日の記載で、平成28年4月1日以降の貸付から適用するものと謳っております。

○前中委員長

ただ今、清里町中小企業融資制度要綱の一部改正について説明ございました。各委員より質問を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。はい。④平成27年度焼酎販売実績第3四半期についての提案説明よろしくお願いいたします。

○焼酎G総括主査

それではご説明いたします。11ページお開きください。平成27年度第3四半期まで、4月から12月分の販売実績となっております。一番下段の合計欄をご覧ください。

平成26年前年度実績なんですが、5千379万1千15円に対しまして、本年度平成27年度につきましては、7千902万2千210円の販売実績となっております。金額にしまして2千523万1千195円の増、前年対比約47%の増で推移しております。第1四半期につきましては1千814万8千279円、第2四半期は4千955万1千680円でありました。10月から12月分の第3四半期だけを見ますと2千947万530円の売り上げとなっております。第2四半期より約2千万円の減となっておりますが、前年度第3四半期2千237万434円に対しまして、前年比710万96円の売り上げ増となっております。内訳でございます。中段25%合計欄あろうかと思いますが、その2つ上にあります主力となっております北海道清里樽700ミリリットル製品でございますが、本数にいたしまして、3万5千538本。売上ベースで3千40万9千10円となっております。売り上げ全体に占める割合は、第2四半期では約37%でしたが、微増しまして約38%となっております。またこの樽700ミリ製品と北海道清里、北海道清里原酒、北海道清里原酒5年の700ミリリットル製品4種類合わせますと5千166万367円となりまして、全体売り上げの約65%を占めております。第2四半期では約64%でしたので、1%程度の微増となっております。

主な出荷先ですが、道内の卸の流通が約45%で前期と横ばい、町内の小売りが約23%で前期より微減となっております。で直売所を含む道内個人向けが14%程度で3つを合わせますと、計80%を超えている状況となっております。なお、道外向けですがこちらの方卸、小売り、個人流通量は変わらず全体の10%強となっております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今27年度焼酎販売実績ということで第3四半期の説明がありました。何か質問される方。はい伊藤委員。

○伊藤委員

大変申し訳ないんですが、説明がちょっと早すぎて聞き取れないもので清里の樽と原酒と原酒5年と清里の4つで、たしか4つでいくらって言ったのか聞きたかったのと、あと売り先のパーセンテージ。道内ですとか、道外、それもう一回説明していただきたい。

○前中委員長

よろしいですか。課長。

○産業課長

ただいまの部分の数字後で後程お渡しさせていただくということでよろしいでしょうか。

○前中委員長

ほかにはい、加藤委員。

○加藤委員

非常に売れていて、喜ばしいことなんですけど、いつもこの売り上げだけ出てくるんだけど、実際収支はどうなっているのか。4月から12月現在で実際問題どういうふうになっているのか。この収支が出てこないとどうにもならないと思うんですね。今日持ち合わせないって言えばそれで終わっちゃうんだけど、これ定例会も間近なんで来月の10日に委員会が予定されているようなので、その時点までに12月までの仮決算、そして実際、今年度1年間において過去の実績から見てどういうふうになって、どうなかったのか。現状把握というものがなければ。来年度の予算編成がもうでき上がっていると思うんです。その辺を踏まえて、売れたのはいいですけども、実際に焼酎事業そのものの実態がどういう形で現在推移しているのか。このことの提示をなくしては、まち・ひと・しごとの主人公だなんて言って、一般財源からどんどん出している場合ではないんで、ある程度のけじめというのが必要になってきますし、なお且つ約2億かけて設備投資をしていかんとならない実態の中で、いろんなことを検討してないとならないと思うんですよ。

そういうためにもここまで頑張ってきて売れたけども、収支がどうなっているのか。そのことによって、いつも河口さんが言っている、値上げ問題やそういうもののトータルとしてどういうふうにしていくのかということの論議がなされないと、どうにもならないと思いますんで、今日わかるのであれば提出していただきたいと思いますし、口頭でなくて、書類できちっとしていかなければ、要するに今年度の一般会計からの持ち出し額が3千500万円でしたか。既にされていると思うんですが、それは明年度に対する瓶代も含めての話。そういうことを踏まえたときに、単年度で換算をしていかななくてはならないと考える部分はどうか。あるいは来年を含めて検討した場合はどうなってくるのか。そういうところから、基本的には整備計画の中でどういうふうにしていかないとならないのか、いろんな問題が出てくると思うんです。この売り上げだけの販売実績を提案して、委員会に提出するっていうのはナンセンスな話なんですよ。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

ただいまの売り上げと支出の関係、それらの内部の分かるものということでご指摘の部分持ってきてございません。それで2月の10日の委員会には、現在の実行予算の関係も整理をしている状況でございますので、その中で収支の状況も含めて報告をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。あと今後の整備計画の関係についても、その時にある程度道筋を出していきたいというふうに思いますのでご理解いただきたいと思います。

○前中委員長

加藤委員。

○加藤委員

順番を間違わないようにしていただきたいと思います。今日の時点で、本当は27年度の下半期の収支がある程度提出されて、そういう見込みの中から、どういう形にしていくことが良いのかという論議をしていかんとならないと思うんです。今度のときに収支・設備計画・位置づけは

どうするんだというその辺のことが非常に大きな問題になってくると思うんです。

今の計画の中では60キロをコンスタントにという計画があるけれども、それが本当にその規格で設備投資をきちっと継続されているのか。それが40キロの場合はどうなのか。100キロの場合はどうなのか。どういう実態のもとに、設備計画をしていくのか。あるいは販売計画を立てていくのかということきちっと整理しないと問題だと思うんです。焼酎事業をやめる・やめないの話ではないですから。長く続けるために理解してもらうためにどういうふうにきちっと整理していくか、そのことによって販売の仕方なり、製造の仕方っていうのは変わってこないとならんと思うんです。一生懸命売りに行けば良いっていうことをできる環境であるのかどうなのか。あるいは交流人口の部分で踏まえたときに、ここの町に来て買ってもらおう対策をどう進めていくのか。どういう形で焼酎を使ってくるのか。これは4月から機構も変わって、パターンはなっていくんですけども、その前段ではそういうところから、まず提示されないとまずいと思いますのでよろしくお願いします。

○前中委員長

はい、課長。

○産業課長

そのへんの部分も含めまして関係部署とも協議をしながら、ただ今お話がありましたとおり機構改革という部分その部分もごさいますので、そのへんも合わせまして協議等したなか、報告させていただきますと思います。

○前中委員長

他に何かございますか。はい、河口委員。

○河口委員

今加藤委員から話されていますので、それ以上何もないんですけども、私も12月一般質問で値上げについて大分検討していただくように思ったけど、一切ありませんから、もう値上げについての選択肢はないと僕は理解しています。ありません、考えていませんっていうことですから、今後値上げはしません。十分に今の価格の中で、採算を合わせていきますよという答弁に私は解釈していますので、今後に期待するわけですけども、今2月の予算設備っていう中で、今までどうしてこの焼酎事業が利益体質にならなかったこれは一言も過去に触れてないですけども一言でいうと生産性がダメだから。全く生産性がないだから利益が出せない。これ一言に尽きるんだと思います。今設備が2億とありましたけども、どうやってそれを赤字でない体質に持っていかというのは、あくまでも設備をきちんと事業化して生産性を上げる以外には絶対解決しないんです。だからこれから設備投資するときに、今までのつもりで設備更新しては、同じことの繰り返しになりますので、この辺は雇用があるから良いんだ、そういう解釈であればそれは1つの選択肢なんでしょうけども、まさしく継続してこれからやるためにはどういう生産性を上げていかってという設備投資をしっかりと。それが3億であれば3億が良いんですよ。きちんとしたその辺のどうしてダメだったっていう検証を必ずして、設備投資をしていただきたいと思います。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

まず価格の関係でございますが、一般質問の時の答弁も行いましたけども、今すぐ云々ということではなく消費税導入前の段階で価格の関係についても見直しをかけるということで、絶対上げないという形の答弁はなかったというふうに私も理解しておりますので、今後価格の改正の関係につきましては、まだ改正の考えは町としても持っておりますので、そのへん御理解いただきたいというふうに思います。

それと設備の関係でございますが、委員御指摘のとおり、採算性のよいラインの検討、それらもいろいろ必要な部分が出てくると思います。現在我々の方で施設の整備の金額とある程度概算ではじいている段階ですが、なかなか業者の方に見ていただいて、本来的な一番良い整備の方法とか、実際にこちらに来ていただいて、見ていただいて実施をしていただくというのが一番良い形なんですけども、なかなかそこまでの部分はやり切れないという部分がございます。その関係につきましては、ちょっと時間がかかるのかなというふうに思うんですが、その辺も含めまして効率の良い製造の部分について検討していきたくというふうに思いますので、ご理解いただきたいと

○前中委員長

よろしいですか。堀川委員。

○堀川委員

まず前年度対比47%の売り上げ増ということは大変うれしく思いますし、ここまで一所懸命やっていたことに対してご苦労様と申し上げたいと思います。

余分な話になりますけども、ついこの間新人3人と勝又さんと千葉の議員の研修に行かせていただきまして、そのときに焼酎も持って行って、各地域の議員さんたちに飲んでいただきました。ものすごく評判が良くて皆さんおいしいおいしいと飲んでいただきましたし、女性の方も飲みやすい焼酎でおいしいねということで大変お褒めのことばもいただきましたし、これ町でやっているんですか、素晴らしいですねということで自分たちも誇らしく思って帰ってきたところがあります。ですから焼酎って自分たちの誇りだけは失わないで、前に向いて自分たちの特産品だということで議会も応援していきたいなとふうに思います。これだけ売り上げが増えて売れるものも樽が主流だということで、先ほど施設の整備のことも出ていましたけれども、さらに偏ってこれだけ売り上げがあるということになるとひょっとして樽が足りなくなっていくんじゃないかなという心配をするわけなんですけども、その辺の増産していく中で樽との割合だとか、そういう御心配みたいなものがあればちょっとお聞かせしたいんですけど。

○前中委員長

はい産業課長。

○産業課長

焼酎の販売促進、御協力いただきまして誠にありがとうございます。我々も地方といいますか都市圏の方に行ったときに、焼酎なかなかいいねということで好評なお言葉をいただいているところでございます。このへんにつきましては少しずつ東京圏の方でも販売していきたいというような状況でございます。

それと御指摘の樽の関係でございますが、この分については現在木樽が210本ということで、樽の製造の部分行っているところでございますが、28年度の予算の中であそこの焼酎工場に樽の置けるスペースとして、あと40本ぐらいスペースとしては可能かというふうに考えてございます。それで全体で250本の樽の設置ということで、28年度で新年度の予算になりますが、40本程度の樽を購入計画ということで現在進めてございます。それに伴いまして、だいたい8千リッターの樽の部分が増量できるということになります。ただ樽の部分については1年というわけにはいかないもんですから、2年程度の期間がかかるという部分でございます。それらを含めまして今2年から3年貯蔵しています樽の部分後2、3年これからの売り方にもよるんですが、2、3年のところでぎりぎりのところかなというふうな部分でございますので、その分樽の量を増やさせていただきましてしかるべく樽の不足のないような形での製造を進めていきたいと考えております。

○前中委員長

はい。よろしいですか。他に何かございませんか。ありませんか。次に進みたいと思います。最後、緑ダム小水力発電事業について、口頭説明でございますけども、よろしく願いいたします。はい、産業課長。

○産業課長

それでは最後の緑ダム小水力発電事業について口頭で説明をさせていただきます。この件につきましては昨年の7月29日の常任委員会の中で概略設計、概要等について説明させていただいております。その後の経過といたしましてこの場で報告をさせていただきたいと思います。

まず事業採択に向けまして道営事業の施行申請につきまして、昨年の12月18日付けでオホーツク振興局の方に提出させていただいております。この後ですね。今月1月の18日付けで北海道の方から適当と認める旨の通知がなされたところでございます。この申請が適当と認める通知に基づきまして、北海道の方といたしましては平成26年度に実施しました概略設計、町の方1市4町の中でやっている概略設計があるんですが、それらの部分でまだ不足している部分があるということで、これらを北海道の方で調査をしてさらなる事業の精度を上げるということで、道費で事業費につきまして、概算で約1千500万円の事業費を計上いたしまして北海道50%、市町村が地元から50%というところで負担をすると。畑かんの受益割合に応じまして、1市4町でそれぞれ負担をしながらこの計画の部分を進めていきたいと考えてございます。それと今後その施設の建設後の話にもなってくるんですが、管理運営の形態について1市4町と財産の贈与の関係もでございます。この財産の関係につきましては、道営の方からも確認がされまして、あくまでも1市4町の財産という形で贈与を受けるという形になるもんですから、この関係について28年度中には、ある程度今後のその管理の部分も含めた中での方向性を決めていきたいというふうに現在1市4町で協議をしているところでございます。

○前中委員長

何かございますか。ちょっと今の説明の地元負担ですけども50%でよろしいんですか。

○産業課長

北海道の事業で国の事業に入っていないものですから、道と地元ということで50、50で、その50%を1市4町で畑かんの受益割合の面積に応じて負担をしていくという形で、これは1市4町の中で協議をされて了承いただいて事業を進めるということになっています。今後のその電力の収入におきましても、あくまでも受益面積に応じた中でのそれぞれの収入という形になります。ただ今その組織形態どうするか、1市4町ばらばらの形で持っていくのか、特別会計なりなんなりって部分もそれぞれ作らなきゃならないというのがありますが、大空町が0.2%ぐらいの受益しかない中でそのために特別会計つくって何10万ぐらいかのお金が入る部分のところをわざわざ特別会計にするかというそういう論議もあるものですから、1市4町で組織の形態等について今後詰めていきたいということで、あくまでも共用開始前にはある程度企業体なり何なりが、そういう部分の整理を28年度中には方向性を出していきたいなとふうに考えておりますので、ご理解いただきたい。

○前中委員長

池下委員。

○池下副委員長

今の課長の方から口頭説明ということだったんですけど、これは資料としてつくっていただけらるんですか。今説明されたものに関して。資料はつくらないんですか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

資料の關係に概略の中のところで今の金額關係とかは全部報告をさせていただいているんで、今回報告させていただいたのは道からの承認をいただいたということでの報告ということで御理解をいただければと思います。

○前中委員長

よろしいですか。加藤委員。

○加藤委員

道の採択を受けていよいよ実施方向に入っていくと最短で、何年度ぐらいに完成する予定。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

今の予定で29年実施設計、30、31で工事最短で32年からは、共用開始が可能かということ考えています。ただ北電の北電柱の絡みがうまく接続できるかどうか、それが遅れると若干北電が何せモーターだとかの形が決まらないと協議が前に進まないということで、何回か協議をさせていただいているんですけども、まずはモーター等の協議決定がなされないと出力関係、太さの関係については協議できないということで北電の方からも言われております。それができるのは実績設計が終わった後ということになりますので、29年の後半になろうかと思えます。工事の着手前にいよいよ北電との正式協議という形になっていきますので、北電の方でそれから工事を発注という形になるのかどういう形になるかちょっとわかりませんが、そういう部分でもしかすると接続の関係で開始が遅れる可能性もあるということでご理解いただきたいと。なるべく遅れない様な形で進めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○前中委員長

ほかにはございませんか。例えば全体を通して何かあれば、受けたいと思えます。産業課所管協議全て終了いたします。本日は大変ご苦労様でした。

○前中委員長

続きまして、大きな2、次回委員会の開催について。

○議会事務局長

2月10日です。

○前中委員長

2月10日ということでよろしくお願ひいたします。3番目、その他ということで何かございませんか。

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、第1回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後 2時57分)